

育児・介護休業等に関する規程

令和5年9月1日 改訂・施行

株式会社 スタッフクリエイト

育児・介護休業等に関する規程

目 次

第1章 総 則	3
第1条 目的及び定義	
第2章 育児休業制度	3
第2条 育児休業の対象者	
第3条 育児休業の申出の手続等	
第4条 育児休業の申出の撤回等	
第5条 育児休業の期間等	
第6条 出生時育児休業(産後パパ育休)	
第7条 出生時育児休業の申出の手続等	
第8条 出生時育児休業の申出の撤回等	
第9条 出生時育児休業の期間等	
第3章 介護休業制度	8
第10条 介護休業の対象者	
第11条 介護休業の申出の手続等	
第12条 介護休業の申出の撤回等	
第13条 介護休業の期間等	
第4章 子の看護休暇	10
第14条 子の看護休暇	
第5章 介護休暇	11
第15条 介護休暇	
第6章 所定外労働の制限	11
第16条 育児・介護のための所定外労働の制限	
第7章 時間外労働の制限	12
第17条 育児・介護のための時間外労働の制限	
第8章 深夜業の制限	13
第18条 育児・介護のための深夜業の制限	
第9章 所定労働時間の短縮措置等	14
第19条 育児短時間勤務	
第20条 介護短時間勤務	

第 10 章	育児・介護休業中の取扱い等	16
第 2 1 条	給与等の取扱い	
第 2 2 条	介護休業期間中の社会保険料の取扱い	
第 2 3 条	円滑な取得及び職場復帰支援	
第 2 4 条	復職後の勤務	
第 2 5 条	年次有給休暇	
第 2 6 条	育児・介護休業等に関するハラスメントの防止	
第 2 7 条	法令との関係	
附 則		18

育児・介護休業等に関する規程

第1章 総 則

第1条（目的及び定義）

本規程は、社員、有期契約社員、無期契約社員、有期雇用派遣スタッフ、無期雇用派遣スタッフ（以下、「社員」という。）の育児休業、出生時育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働制限、育児・介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに育児・介護短時間勤務等に関する取扱いについて定めるものである。

第2章 育児休業制度

第2条（育児休業の対象者）

育児のために休業することを希望する社員（日雇社員を除く）であって、1歳に満たない子と同居し、養育する者は、この規則に定めるところにより育児休業をすることができる。ただし、有期契約社員、有期雇用派遣スタッフにあつては、申出時点において、子が1歳6か月（本条第5項または第6項の申出にあつては2歳）に達する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り育児休業をすることができる。

- 2 本条第1項、第3項から第7項にかかわらず、労使協定により除外された次の社員からの休業の申出は拒むことができる。
 - 1) 勤続1年未満の社員
 - 2) 申出の日から1年（本条第4項から第7項の申出をする場合は、6か月）以内に雇用関係が終了することが明らかな社員
 - 3) 1週間の所定労働日数が2日以下の社員
- 3 配偶者が社員と同じ日から、または社員より先に育児休業または出生時育児休業をしている場合、社員は、子が1歳2か月に達するまでの間で、出生日以後の産前・産後休業期間、育児休業期間及び出生時育児休業期間との合計が1年を限度として、育児休業をすることができる。
- 4 次のいずれにも該当する社員は、子が1歳6か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳の誕生日に限るものとする。ただし、配偶者が育児・介護休業法第5条第3項（本項）に基づく休業を子の1歳の誕生日から開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。
 - 1) 社員または配偶者が原則として子の1歳の誕生日の前日に育児休業をしていること
 - 2) 次のいずれかの事情があること
 - ① 保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合
 - ② 社員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難

になった場合

③子の1歳の誕生日以降に本項の休業をしたことがないこと

- 5 前項にかかわらず、産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業または新たな育児休業が始まったことにより本条第1項または第3項に基づく休業(配偶者の死亡等特別な事情による3回目以降の休業を含む)が終了し、終了事由である産前・産後休業等に係る子または介護休業に係る対象家族が死亡等した社員は、子が1歳6か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。
- 6 次のいずれにも該当する社員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳6か月に達した日に限るものとする。ただし、配偶者が育児・介護休業法第5条第4項(本項)に基づく休業を子が1歳6か月に達した日から開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定の翌日以前の日を開始日とすることができる。
 - 1) 社員または配偶者が原則として子が1歳6か月に達する日に育児休業をしていること
 - 2) 次のいずれかの事情があること
 - ①保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合
 - ②社員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳6か月以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合
 - 3) 子が1歳6か月に達した日以降に本項の休業をしたことがないこと
- 7 前項にかかわらず、産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業または新たな育児休業が始まったことにより本条第1項、第3項、第4項または第5項に基づく休業が終了し、終了事由である産前・産後休業等に係る子または介護休業に係る対象家族が死亡等した社員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。

第3条 (育児休業の申出の手続等)

育児休業をすることを希望する社員は、原則として育児休業を開始しようとする日(以下「育児休業開始予定日」という。)の1か月前(第2条第4項から第7項)に基づく1歳及び1歳6か月を超える休業の場合は、2週間前)までに育児休業申出書を労務担当部署に提出することにより申し出るものとする。なお、育児休業中の有期契約社員、有期雇用派遣スタッフが労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を育児休業開始予定日として、育児休業申出書により再度の申出を行うものとする。

- 2 第2条第1項に基づく休業の申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき2回までとする。
 - 1) 第2条第1項に基づく休業をした者が本条第1項後段の申出をしようとする場合
 - 2) 配偶者の死亡等特別な事情がある場合
- 3 第2条第4項に基づく休業の申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき1回限りとする。
 - 1) 第2条第4項または第5項に基づく休業をした者が本条1項後段の申出をしようとする場合
 - 2) 産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業または新たな育児休業が始まったこ

とにより第2条第1項、第4項、第5項に基づく育児休業が終了したが、終了事由である産前・産後休業等に係る子または介護休業に係る対象家族が死亡等した場合

- 4 第2条第6項に基づく休業の申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき1回限りとする。
 - 1) 第2条第6項または第7項に基づく休業をした者が第3条第1項後段の申出をしようとする場合
 - 2) 産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業または新たな育児休業が始まったことにより第2条第1項、第4項、第5項、第6項または第7項に基づく育児休業が終了したが、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した場合
- 5 会社は、育児休業申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。
- 6 育児休業申出書が提出されたときは、会社は速やかに当該育児休業申出書を提出した者(以下、「育休申出者」という。)に対し、育児休業取扱通知書を交付する。
- 7 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、育休申出者は、出生後2週間以内に労務担当部署に育児休業対象時出生届を提出しなければならない。

第4条（育児休業の申出の撤回等）

育休申出者は、育児休業開始予定日の前日までは、育児休業申出撤回届を労務担当部署に提出することにより、育児休業の申出を撤回することができる。

- 2 育児休業申出撤回届が提出されたときは、会社は速やかに当該育児休業申出撤回届を提出した者に対し、育児休業取扱通知書を交付する。
- 3 第2条第1項に基づく休業の申出を撤回は、撤回1回につき1回休業したものとみなす。第2条第4項または第5項及び第6項または第7項に基づく休業の申出を撤回した者は、特別の事情がない限り同一の子については再度申出をすることができない。ただし、第2条第1項に基づく休業の申出を撤回した者であっても、同条第4項または第5項及び第6項または第7項に基づく休業の申出をすることができ、第2条第4項または第5項に基づく休業の申出を撤回した者であっても、同条第6項または第7項に基づく休業の申出をすることができ。
- 4 育児休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により育休申出者が休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、育児休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、育休申出者は、原則として当該事由が発生した日に、労務担当部署にその旨を通知しなければならない。

第5条（育児休業の期間等）

育児休業の期間は、原則として、子が1歳に達するまで（第2条第3項から第7項に基づく休業の場合は、それぞれ定められた時期まで）を限度として育児休業申出書に記載された期間とする。

- 2 本条第1項にかかわらず、会社は、育児・介護休業法の定めるところにより育児休業開始予定日の指定を行うことができる。
- 3 社員は、育児休業期間変更申出書により労務担当部署に、育児休業開始予定日の1

週間前までに申し出ることにより、育児休業開始予定日の繰り上げ変更を、また、育児休業を終了しようとする日（以下「育児休業終了予定日」という。）の1か月前（第2条第4項から第7項に基づく休業をしている場合は、2週間前）までに申し出ることにより、育児休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。

育児休業開始予定日の繰り上げ変更及び育児休業終了予定日の繰り下げ変更とも、原則として第2条第1項に基づく休業1回につき1回に限り行うことができるが、第2条第4項から第7項に基づく休業の場合には、第2条第1項に基づく休業とは別に、子が1歳から1歳6か月に達するまで、及び1歳6か月から2歳に達するまでの期間内で、それぞれ1回、育児休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。

- 4 育児休業期間変更申出書が提出されたときは、会社は速やかに当該育児休業期間変更申出書を提出した者に対し、育児休業取扱通知書を交付する。
- 5 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、育児休業は終了するものとし、当該育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。
 - 1) 子の死亡等育児休業に係る子を養育しないこととなった場合
当該事由が発生した日（なお、この場合において本人が出勤する日は、事由発生日から2週間以内であって、会社と本人が話し合いの上決定した日とする。）
 - 2) 育児休業に係る子が1歳に達した場合等
子が1歳に達した日（第2条第3項に基づく休業の場合を除く。第2条第4項または第5項に基づく休業の場合は、子が1歳6か月に達した日。2条第6項または第7項に基づく休業の場合は、子が2歳に達した日。）
 - 3) 育休申出者について、産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業または新たな育児休業期間が始まった場合
産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業または新たな育児休業の開始日の前日
 - 4) 第2条第3項に基づく休業において、出生日以後の産前・産後休業期間と育児休業（出生時育児休業含む）期間との合計が1年に達した場合
- 6 本条第5項第1号の事由が生じた場合には、育休申出者は原則として当該事由が生じた日に労務担当部署にその旨を通知しなければならない。

第6条（出生時育児休業（産後パパ育休））

育児のために休業することを希望する社員（日雇いを除く）であって、産後休業をしておらず、子の出生日または出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内の子と同居し、養育する者は、この規則に定めるところにより出生時育児休業をすることができる。ただし、有期契約社員、有期雇用派遣スタッフにあつては、申出時点において、子の出生日または出産予定日のいずれか遅い方から8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り、出生時育児休業をすることができる。

- 2 前項にかかわらず、労使協定により除外された次の社員から休業の申出は拒むことができる。
 - 1) 勤続1年未満の社員
 - 2) 申出の日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな社員
 - 3) 1週間の所定労働日数が2日以下の社員

第7条（出生時育児休業の申出の手続き等）

出生時育児休業をすることを希望する社員は、原則として出生時育児休業を開始しようとする日（以下、「出生時育児休業開始予定日」という。）の2週間前までに出生時育児休業申出書を労務担当部署に提出することにより申し出るものとする。

なお、出生時育児休業中の有期契約社員、有期雇用派遣スタッフが労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を出生時育児休業開始予定日として、出生時育児休業申出書により再度の申出を行うものとする。

- 2 第6条第1項に基づく休業の申出は、一子につき2回に分割できる。ただし、2回に分割する場合は2回分まとめて申し出ることとし、まとめて申出がなかった場合は、後の申出を拒む場合がある。
- 3 会社は、出生時休業申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。
- 4 出生時育児休業申出書が提出されたときは、会社は速やかに当該出生時育児休業申出書を提出した者（以下、「出生時育休申出者」という。）に対し、出生時育児休業取扱通知書を交付する。
- 5 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、出生時育休申出者は、出生後2週間以内に労務担当部署に出生時育児休業対象児出生届を提出しなければならない。

第8条（出生時育児休業の申出の撤回等）

出生時育休申出者は、出生時育児休業開始予定日の前日までは、出生時育児休業申出撤回届を労務担当部署に提出することにより、出生時育児休業の申出を撤回することができる。

- 2 出生時育児休業申出撤回届が提出されたときは、会社は速やかに当該出生時育児休業申出撤回届を提出した者に対し、出生時育児休業取扱通知書を交付する。
- 3 第6条第1項に基づく休業の申出の撤回は、撤回1回につき1回休業したものとみなし、みなし含め2回休業した場合は同一の子について再度申出をすることができない
- 4 出生時育児休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により出生時育休申出者が休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、出生時育児休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、出生時育休申出者は、原則として当該事由が発生した日に、労務担当部署にその旨を通知しなければならない。

第9条（出生時育児休業の期間等）

出生時育児休業の期間は、原則として、子の出生後8週間以内のうち4週間（28日）を限度として出生時育児休業申出書に記載された期間とする。

- 2 本条第1項にかかわらず、会社は、育児・介護休業法の定めるところにより出生時育児休業開始予定日の指定を行うことができる。
- 3 社員は、出生時育児休業期間変更申出書により労務担当部署に、出生時育児休業開始予定日の1週間前までに申し出ることにより、出生時育児休業開始予定日の繰り上げ変更を休業1回につき1回、また、出生時育児休業を終了しようとする日（以下「出生時育児休業終了予定日」という。）の2週間前までに申し出ることにより、出生時育

- 育児休業終了予定日の繰り下げ変更を休業1回につき1回行うことができる。
- 4 出生時育児休業期間変更申出書が提出されたときは、会社は速やかに当該出生時育児休業期間変更申出書を提出した者に対し、出生時育児休業取扱通知書を交付する。
 - 5 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、出生時育児休業は終了するものとし、当該出生時育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。
 - 1) 子の死亡等出生時育児休業に係る子を養育しないこととなった場合
当該事由が発生した日（なお、この場合において本人が出勤する日は、事由発生日から2週間以内であって、会社と本人が話し合いの上決定した日とする。）
 - 2) 子の出生日の翌日または出産予定日の翌日のいずれか遅い方から8週間を経過する場合
子の出生日の翌日または出産予定日の翌日のいずれか遅い方から8週間を経過する日
 - 3) 子の出生日（出産予定日後に出生した場合は、出産予定日）以後に出生時育児休業の日数が28日に達した場合
子の出生日（出産予定日後に出生した場合は、出産予定日）以後に出生時育児休業の日数が28日に達した日
 - 4) 出生時育児休業申出者について、産前・産後休業、育児休業、介護休業または新たな出生時育児休業期間が始まった場合
産前・産後休業、育児休業、介護休業または新たな出生時育児休業の開始日の前日
 - 6 本条第5項第1号の事由が生じた場合には、出生時育児休業申出者は原則として当該事由が生じた日に労務担当部署にその旨を通知しなければならない。

第3章 介護休業制度

第10条（介護休業の対象者）

- 要介護状態にある家族を介護する社員（日雇社員を除く）は、この規則に定めるところにより介護休業をすることができる。ただし、有期契約社員、有期雇用派遣スタッフにあつては、申出時点において、介護休業を開始しようとする日（以下、「介護休業開始予定日」という。）から93日経過日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかな者に限り介護休業をすることができる。
- 2 本条第1項にかかわらず、労使協定により除外された次の社員からの休業の申出は拒むことができる。
 - 1) 勤続1年未満の社員
 - 2) 申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな社員
 - 3) 1週間の所定労働日数が2日以下の社員
 - 3 この要介護状態にある家族とは、負傷、疾病または身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。
 - 1) 配偶者
 - 2) 父母
 - 3) 子

- 4) 配偶者の父母
- 5) 祖父母、兄弟姉妹または孫
- 6) 上記以外の家族で会社が認めた者

第 11 条（介護休業の申出の手續等）

介護休業をすることを希望する社員は、原則として介護休業開始予定日の2週間前までに、介護休業申出書を労務担当部署に提出することにより申し出るものとする。なお、介護休業中の有期契約社員、有期雇用派遣スタッフが労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を介護休業開始予定日として、介護休業申出書により再度の申出を行うものとする。

- 2 申出は、対象家族1人につきのべ93日まで3回を上限とする。ただし、本条第1項の後段の申出をしようとする場合にあっては、この限りでない。
- 3 会社は、介護休業申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。
- 4 介護休業申出書が提出されたときは、会社は速やかに当該介護休業申出書を提出した者（以下、「申出者」という。）に対し、介護休業取扱通知書を交付する。

第 12 条（介護休業の申出の撤回等）

申出者は、介護休業開始予定日の前日までは、介護休業申出撤回届を労務担当部署に提出することにより、介護休業の申出を撤回することができる。

- 2 介護休業申出撤回届が提出されたときは、会社は速やかに当該介護休業申出撤回届を提出した者に対し、介護休業取扱通知書を交付する。
- 3 同一対象家族について2回連続して介護休業の申出を撤回した者について、当該家族について再度の申出はすることができない。ただし、特段の事情がある場合について会社がこれを適当と認めた場合には、申し出ることができるものとする。
- 4 介護休業開始予定日の前日までに、申出に係る家族の死亡等により申出者が家族を介護しないこととなった場合には、介護休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、労務担当部署にその旨を通知しなければならない。

第 13 条（介護休業の期間等）

介護休業の期間は、対象家族1人につき、原則として、通算93日間の範囲内で、介護休業申出書に記載された期間とする。

- 2 本条第1項にかかわらず、会社は、育児・介護休業法の定めるところにより介護休業開始予定日の指定を行うことができる。
- 3 社員は、介護休業期間変更申出書により、介護休業を終了しようとする日（以下「介護休業終了予定日」という。）の2週間前までに労務担当部署に申し出ることにより、介護休業終了予定日の繰下げ変更を行うことができる。この場合において、介護休業開始予定日から変更後の介護休業終了予定日までの期間は通算93日の範囲を超えないことを原則とする。
- 4 介護休業期間変更申出書が提出されたときは、会社は速やかに当該介護休業期間変

更申出書を提出した者に対し、介護休業取扱通知書を交付する。

- 5 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、介護休業は終了するものとし、当該介護休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。
 - 1) 家族の死亡等介護休業に係る家族を介護しないこととなった場合
当該事由が発生した日（なお、この場合において本人が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であって、会社と本人が話し合いの上決定した日とする。）
 - 2) 申出者について、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業または新たな介護休業が始まった場合
産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業または新たな介護休業の開始日の前日
- 6 本条第5項第1号の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に労務担当部署にその旨を通知しなければならない。

第4章 子の看護休暇

第14条（子の看護休暇）

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する社員（日雇社員を除く）は、負傷し、または疾病にかかった当該子の世話をするために、または当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、就業規則に規定する年次有給休暇とは別に当該子が1人の場合は1年間に付き5日、2人以上の場合は1年間に付き10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

- 2 本条第1項にかかわらず、労使協定によって除外された次の社員からの子の看護休暇の申出は拒むことができる。
 - 1) 勤続6か月未満の社員
 - 2) 1週間の所定労働日数が2日以下の社員
- 3 子の看護休暇は、半日単位（1日の所定労働時間の2分の1）または時間単位で取得することができる。ただし、1日の所定労働時間が4時間以下である社員は1日単位とする。
- 4 取得しようとする者は、原則として、子の看護休暇申出書を事前に労務担当部署に申し出るものとする。
- 5 本制度の適用を受ける間の給与については、別途定める給与規定に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した額を支給する。
- 6 賞与については、その算定対象期間に本制度の適用を受ける期間がある場合においては、労務提供のなかった時間に対応する賞与は支給しない。
- 7 定期昇給及び退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間を通常の勤務をしているものとみなす。

第5章 介護休暇

第15条（介護休暇）

要介護状態にある家族の介護その他の世話をする社員（日雇社員を除く）は、就業規則に規定する年次有給休暇とは別に、当該家族が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、介護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。ただし、労使協定によって除外された次の社員からの介護休暇の申出は拒むことができる。

- 1）勤続6か月未満の社員
- 2）1週間の所定労働日数が2日以下の社員
- 2 介護休暇は、半日単位（1日の所定労働時間の2分の1）または時間単位で取得することができる。ただし、1日の所定労働時間が4時間以下である社員は1日単位とする。
- 3 取得しようとする者は、原則として、介護休暇申出書を事前に労務担当部署に申し出るものとする。
- 4 本制度の適用を受ける間の給与については、別途定める給与規定に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した額を支給する。
- 5 賞与については、その算定対象期間に本制度の適用を受ける期間がある場合においては、労務提供のなかった時間に対応する賞与は支給しない。
- 6 定期昇給及び退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間を通常の勤務をしているものとみなす。

第6章 所定外労働の制限

第16条（育児・介護のための所定外労働の制限）

3歳に満たない子を養育する社員（日雇社員を除く）が当該子を養育するためまたは、要介護状態にある家族を介護する社員（日雇社員を除く）が当該家族を介護するために申し出た場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働をさせることはない。ただし、労使協定によって除外された次の社員からの所定外労働の制限の申出は拒むことができる。

- 1）勤続1年未満の社員
- 2）1週間の所定労働日数が2日以下の社員
- 2 申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間（以下、「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下、「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための所定外労働免制限申出書を労務担当部署に提出するものとする。この場合において、制限期間は、第17第3項に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。

- 3 会社は、所定外労働制限申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。
- 4 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、所定外労働制限申出書を提出した者（以下、「申出者」という。）は、出生後2週間以内に労務担当部署に所定外労働制限対象児出生届を提出しなければならない。
- 5 制限開始予定日の前日までに、申出に係る子または家族の死亡等により申出者が子を養育または家族を介護しないこととなった場合または、申出されなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、労務担当部署にその旨を通知しなければならない。
- 6 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。
 - 1) 子または家族の死亡等制限に係る子を養育または家族を介護しないこととなった場合
当該事由が発生した日
 - 2) 制限に係る子が3歳に達した場合
当該3歳に達した日
 - 3) 申出者について、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業または介護休業が始まった場合
産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業または介護休業の開始日の前日
- 7 本条第6項第1号の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に、労務担当部署にその旨を通知しなければならない。

第7章 時間外労働の制限

第17条（育児・介護のための時間外労働の制限）

- 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する社員が当該子を養育するためまたは要介護状態にある家族を介護する社員が当該家族を介護するために申し出た場合には、就業規則の規定及び時間外労働に関する協定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、1か月について24時間、1年について150時間を超えて時間外労働をさせることはない。
- 2 本条第1項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する社員からの時間外労働の制限の申出は拒むことができる。
 - 1) 日雇社員
 - 2) 勤続1年未満の社員
 - 3) 1週間の所定労働日数が2日以下の社員
 - 3 申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間（以下、「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下、「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための時間外労働制限申出書を労務担当部署に提出するものとする。この場合において、制限期間は、第16条第2項に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。

- 4 会社は、時間外労働制限申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。
- 5 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、時間外労働制限申出書を提出した者（以下この条において「申出者」という。）は、出生後2週間以内に労務担当部署に時間外労働制限対象児出生届を提出しなければならない。
- 6 制限開始予定日の前日までに、申出に係る子または家族の死亡等により申出者が子を養育または家族を介護しないこととなった場合には、申出されなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、労務担当部署にその旨を通知しなければならない。
- 7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。
 - 1) 子または家族の死亡等制限に係る子を養育または家族を介護しないこととなった場合
当該事由が発生した日
 - 2) 制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合
子が6歳に達する日の属する年度の3月31日
 - 3) 申出者について、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業または介護休業が始まった場合
産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業または介護休業の開始日の前日
- 8 本条第7項第1号の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に、労務担当部署にその旨を通知しなければならない。

第8章 深夜業の制限

第18条（育児・介護のための深夜業の制限）

- 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する社員が当該子を養育するためまたは要介護状態にある家族を介護する社員が当該家族を介護するために申し出た場合には、就業規則の規定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、午後10時から午前5時までの間（以下「深夜」という。）に労働させることはない。
- 2 本条第1項にかかわらず、次のいずれかに該当する社員からの深夜業の制限の申出は拒むことができる。
 - 1) 日雇社員
 - 2) 勤続1年未満の社員
 - 3) 申出に係る家族の16歳以上の同居の家族が次のいずれにも該当する社員
 - ①深夜において就業していない者（1か月について深夜における就業が3日以下の者を含む。）であること。
 - ②心身の状況が申出に係る子の保育または家族の介護をすることができる者であること。
 - ③6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産予定でなく、かつ産後8週間以内でない者であること。

- 4) 1週間の所定労働日数が2日以下の社員
- 5) 所定労働時間の全部が深夜にある社員
- 3 申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上6か月以内の期間（以下、「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下、「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための深夜業制限申出書を労務担当部署に提出するものとする。
- 4 会社は、深夜業制限申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。
- 5 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、深夜業制限申出書を提出した者（以下、「申出者」という。）は、出生後2週間以内に労務担当部署に深夜業制限対象児出生届を提出しなければならない。
- 6 制限開始予定日の前日までに、申出に係る子または家族の死亡等により申出者が子を養育または家族を介護しないこととなった場合には、申出されなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、労務担当部署にその旨を通知しなければならない。
- 7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。
 - 1) 子または家族の死亡等制限に係る子を養育または家族を介護しないこととなった場合
当該事由が発生した日
 - 2) 制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合
子が6歳に達する日の属する年度の3月31日
 - 3) 申出者について、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業または介護休業が始まった場合
産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業または介護休業の開始日の前日
- 8 本条第7項第1号の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に、労務担当部署にその旨を通知しなければならない。
- 9 制限期間中の給与については、別途定める給与規定に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した基本給と諸手当の全額を支給する。
- 10 深夜業の制限を受ける社員に対して、会社は必要に応じて昼間勤務へ転換させることがある。

第9章 所定労働時間の短縮措置等

第19条（育児短時間勤務）

3歳に満たない子を養育する社員は、申し出ることにより、就業規則の所定労働時間について、以下のように変更することができる。

所定労働時間を午前9時から午後4時まで（うち休憩時間は、午前12時から午後1時までの1時間とする。）の6時間とする（1歳に満たない子を育てる女性社員は更に別途30分ずつ2回の育児時間を請求することができる。）。

- 2 本条第1項にかかわらず、次のいずれかに該当する社員からの育児短時間勤務の申出は拒むことができる。
 - 1) 日雇社員
 - 2) 1日の所定労働時間が6時間以下である社員
 - 3) 労使協定によって除外された次の社員
 - ①勤続1年未満の社員
 - ②1週間の所定労働日数が2日以下の社員
- 3 申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の1か月前までに、育児短時間勤務申出書により労務担当部署に申し出なければならない。申出書が提出されたときは、会社は速やかに申出者に対し、育児短時間勤務取扱通知書を交付する。その他適用のための手続等については、第3条から第5条までの規定（第3条第2項、第3項、第4項及び第4条第3項を除く。）を準用する。
- 4 本制度の適用を受ける間の給与については、別途定める給与規定に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した基本給と諸手当の全額を支給する。
- 5 賞与については、その算定対象期間に本制度の適用を受ける期間がある場合においては、短縮した時間に対応する賞与は支給しない。
- 6 定期昇給及び退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。

第20条（介護短時間勤務）

- 要介護状態にある家族を介護する社員は、申し出ることにより、当該家族1人当たり利用開始の日から3年の間で2回までの範囲内で、就業規則の所定労働時間について、以下のように変更することができる。
- 1) 所定労働時間を午前9時から午後4時まで（うち休憩時間は、午前12時から午後1時までの1時間とする。）の6時間とする。
 - 2 本条第1項にかかわらず、次のいずれかに該当する社員からの介護短時間勤務の申出は拒むことができる。
 - 1) 日雇社員
 - 2) 労使協定によって除外された次の社員
 - ①勤続1年未満の社員
 - ②1週間の所定労働日数が2日以下の社員
 - 3 申出をしようとする者は、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の2週間前までに、介護短時間勤務申出書により労務担当部署に申し出なければならない。申出書が提出されたときは、会社は速やかに申出者に対し、介護短時間勤務取扱通知書を交付する。その他適用のための手続等については、第11条から第13条までの規定を準用する。
 - 4 本制度の適用を受ける間の給与については、別途定める給与規定に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した基本給と諸手当の全額を支給する。
 - 5 賞与については、その算定対象期間に本制度の適用を受ける期間がある場合においては、短縮した時間に対応する賞与は支給しない。

- 6 定期昇給及び退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。

第10章 育児・介護休業中の取扱い等

第21条（給与等の取扱い）

育児・介護休業の期間については、基本給その他の月毎に支払われる給与は支給しない。

- 2 賞与については、その算定対象期間に育児・介護休業をした期間が含まれる場合には、出勤日数により日割りで計算した額を支給する。
- 3 定期昇給は、育児・介護休業の期間中は行わないものとし、育児・介護休業期間中に定期昇給日が到来した者については、復職後に昇給させるものとする。
- 4 退職金の算定に当たっては、育児・介護休業をした期間を勤務したものとして勤続年数を計算するものとする。

第22条（介護休業期間中の社会保険料の取扱い）

介護休業により給与が支払われない月における社会保険料の被保険者負担分は、各月に会社が納付した額を翌月5日までに社員に請求するものとし、社員は会社が指定する日までに支払うものとする。

第23条（円滑な取得及び職場復帰支援）

会社は、育児休業または介護休業等の取得を希望する社員に対して、円滑な取得及び職場復帰を支援するために、以下の措置を実施する。

- 1) 社員やその配偶者が妊娠・出産したことや社員が対象家族の介護を行っていることを知った場合、その社員に個別に育児休業等に関する制度（育児休業中・休業後の待遇や労働条件、パパ休暇、パパ・ママ育休プラス及びその他両立支援制度など）の周知を実施する。
- 2) 当該社員ごとに育休復帰支援プランまたは介護支援プランを作成し、同プランに基づく措置を実施する。なお、同プランに基づく措置は、業務の整理・引き継ぎに関する支援、育児休業中または介護休業中の職場に関する情報及び資料の提供など、育児休業または介護休業等を取得する社員との面談により把握したニーズに合わせて定め、これを実施する。

第24条（復職後の勤務）

育児・介護休業後の勤務は、原則として、休業直前の部署及び職務とする。

- 2 本条第1項にかかわらず、本人の希望がある場合及び組織の変更等やむを得ない事情がある場合には、部署及び職務の変更を行うことがある。この場合は、育児休業終

了予定日の1か月前または介護休業終了予定日の2週間前までに正式に決定し通知する。

第25条（年次有給休暇）

年次有給休暇の権利発生のための出勤率の算定に当たっては、育児・介護休業をした日並びに子の看護休暇及び介護休暇を取得した日は出勤したものとみなす。

第26条（育児・介護休業等に関するハラスメントの防止）

すべての社員は第2章から第9章までの制度の申出・利用に関して、当該申出・利用する社員の就業環境を害する言動を行ってはならない。

- 2 第1項の言動を行ったと認められる社員に対しては、就業規則に基づき、厳正に対処する。

第27条（法令との関係）

育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働の制限、育児・介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに所定労働時間の短縮措置等に関して、この規則に定めのないことについては、育児・介護休業法その他の法令の定めるところによる。

(附 則)

1. 本規程制定前の「育児・介護休業等に関する規則」を廃止し、平成 29 年 10 月 1 日より本規程を施行する。
2. 第 9 条(介護休業の期間等)を変更し、令和元年 12 月 1 日より本規程を施行する。
3. 第 6 条(出生時育児休業(産後パパ育休))を追加し、令和 4 年 10 月 1 日より本規程を施行する。